

住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況について

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条第3項の規定による、住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を公表します。

令和5年4月 日
神戸市長田区長 山端 恵実

1 対象期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間

2 閲覧状況

| 国又は地方公共団体の名称 | 請求事由の概要 | 閲覧年月日 | 閲覧に係る住民の範囲 |
|--------------------|---------------------|-----------|------------------|
| 兵庫県企画部 総合企画局計画課 | 県民意識調査（新たな地域振興について） | 令和4年6月15日 | 18歳以上の年齢層から無作為抽出 |